

国家戦略特区に関する当面の重要課題

平成26年9月9日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

当面、以下の課題に優先的に取り組む必要がある。

1、「岩盤規制」打破の実行

今年1月の安倍首相のダボス会議での宣言およびその後の政府決定に従い、今後1年半で、残された「岩盤規制」を少なくとも国家戦略特区では打ち破らなければならない。

このため、

- (1) 臨時国会に向けて別紙の規制改革課題に取り組むとともに、今後1年半の工程表を月内に定める。
- (2) 「規制改革」(規制改革会議)と「国家戦略特区」(当会議及び国家戦略特区WG)の連携を強化し、一体的に運営する。(上記の工程表も連携のうえで作成する。)
- (3) 国家戦略特区WGの体制は抜本拡充する(例えば、各岩盤分野ごとの担当主査制など)。

2、区域会議の体制強化

今春6か所の区域が指定されたが、その後の運営は必ずしも迅速・十分ではない。

- (1) 国の関係者を各区域に常駐させるなどの可能性を含め、体制の抜本強化を図る。
- (2) 今春以降に準備の進展している他区域の追加指定や入れ替えの可能性も視野に入れる。

(別紙)

追加の規制改革分野・事項等について(案)

当面、主として以下の分野・事項について、特区諮問会議民間議員・特区 WG 委員らを中心に、関係各省との折衝を行い、その成果を極力、臨時国会で成立させる改正国家戦略特区法に盛り込む。
(現在、各特区の区域会議からの要望や、募集した全国からの提案を精査中であり、対象となる分野・事項の追加はあり得る。)

1. ビジネス環境の改善・グローバル化

(1) 起業・開業

外国人を含む起業・開業の促進のため、

- ・ 開業時、各種申請ワンストップセンターの設置
- ・ 公証人制度改革(役場外活動の解禁等)による定款認証の円滑化
- ・ 「社会起業」推進のための NPO の設立迅速化

(2) 外国人受入れ

- ・ 女性の活躍推進のための「家事支援人材」や、「創業人材」「クールジャパン人材」などの、多様な外国人の受入れ促進

(3) ビジネス・生活インフラ整備

- ・ インターネットを活用した不動産の重要事項説明(宅建法)の解禁
- ・ 特区内の優良事業者に対する「タクシー減車法」(需給・運賃規制)の適用除外
- ・ 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進(取得国での3年間の経験のうち国内での当該国関係業務加算制度(1年間)の上限引き上げ、外国弁護士と国内弁護士の共同事業の推進など)

2. 公的インフラ等の民間開放

(1) 教育

- ・ グローバル人材や産業人材の育成のため、「公立学校運営の民間開放」(民間委託方式による学校の公設民営)

(2) 医療

- ・ 公立病院の民間(診療所)への開放(「テナントドクター制度」)

(3) 国有林

- ・ 「国有林野コンセッション」導入(期限付きの管理委託契約の解禁)

(4) 漁業権

- ・ 漁業権(養殖等)の許可の柔軟化(要件や優先順位の見直し)

3. 持続可能な社会保障制度の構築

(1) 医療

- ・ 医師の不足・地域偏在に対応した、外国医師の診療解禁(日本人患者を含む)
- ・ 予防医療ビジネスの解禁(病院外での看護師や歯科衛生士の業務範囲拡大)
- ・ 医療法人の理事長要件の緩和(医師以外にも解禁)

(2) 雇用

- ・ 農業等に従事する高齢者(シルバー人材センター会員)の就業時間の柔軟化

4. 一次産業中心の新たな地域創生モデル構築(地方への権限委譲等)

(1) 農業

- ・ 企業の農地所有解禁(農業生産法人の出資・事業要件の緩和)
- ・ 農地転用許可権限(4ha超)の都道府県知事への移管(2ha超4ha以下についても国への協議廃止)
- ・ 農業等に従事する高齢者(シルバー人材センター会員)の就業時間の柔軟化【再掲】

(2) 林業等

- ・ 森林資源拠点整備のための林地開発許可権限の市町村への移管
- ・ 有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管
- ・ 獣医系大学・学部新設の解禁
- ・ 「国有林野コンセッション」導入(期限付きの管理委託契約の解禁)【再掲】

(3) 水産業

- ・ 漁業権(養殖等)の許可の柔軟化(要件や優先順位の見直し)【再掲】

※ 必ずしも地域性のみに拘らず事業・分野等に着目した「バーチャル特区」についても、引き続き検討を行う。